

都市計画法

新しい町づくり

あなたのお住まい (用途地域)

第一種住居専用地域		① 環境良好な低層住宅地 ② ①の住宅地としての開発計画のある区域
第二種住居専用地域		① 中高層住宅地、又は中高層住宅と低層住宅との混合している区域 ② 特殊商業および工場等の混在が適当な住宅地としての開発計画のある区域 ③ ①の住宅地として開発される区域
住居地域		① 主として住宅地の環境を保全する区域で、事務所、官公署、病院、商店等が混在している住宅地 ② 幹線道路沿い、又は商業地域等の周辺で、①に移行する傾向の区域
近隣商業地域		① ショッピングセンター等、日常販売施設が集積する区域 ② 商業地域の周辺にある住居地域
準工業地域		① 住宅又は商業施設がかなり混在している軽工業地帯 ② 市内工業が盛んな区域 ③ 道路沿道で自動車修理工場、倉庫等自動車関連施設の集積する区域又は集積が予想される区域
工業地域		① 将来とも、都市性工業地帯として残すべき区域 ② 工業地域で許容される工場、集積する工業地帯、住宅又は商業施設が混在している区域
工業専用地域		① 工業団地として計画的に開発される区域 ② 住宅の立地を防止し、工業地帯として整備すべき区域

用途地域指定の公聴会原案決まる

第一種住宅専用地域約35%占める

この原案では、別表1で、とくに第一種住居専用域が、町における用途地域の約三五パーセントを占め、第一種住居・第二種住居・住居・近隣商業・準工業・工業・工業専用の七種、用途地域の指定が正式に決まると、建物を建てる場

用途地域指定の公聴会原案決まる

別表1 用途地域指定の公聴会原案

区分	面積(ha)	面積の割合(%)	住居率(%)	商業率(%)	工業率(%)
都市計画区域(町全域)	4,361.0	100.0	—	—	—
うち市街化区域	974.0	22.3	100.0	—	—
第一種住居専用地域	343.0	7.8	35.1	40.50	60.80
第二種住居専用地域	280.0	4.7	20.8	60	100
住居地域	328.0	7.4	33.5	60	200
近隣商業地域	15.5	0.4	1.6	80	200
準工業地域	6.0	0.1	0.6	60	200
工業地域	24.5	0.7	2.5	60	200
工業専用地域	53.0	1.2	5.9	60	200

用途地域指定の類別

高さ制限とともに、工業地域と工業専用地域とを除く地域では、斜線制限(敷地の境界上のある高さから斜めの線によって、建物の建てられる空間の限界を決めるもの)を行ない、敷地の境界に接しては、高い建物が建てられないようにしていく方針です。

また、準防火地域は、近隣商業地域を対象に、商店や住宅などの密集市街地の火災の危険を防止するため、一定規模以上の建物、原則として、耐火建築物または簡易耐火建築物による建築基準法により

制限するものです。この高度地区と準防火地域の指定は、年内に決定される用途地域の指定と同時に、町が都市計画法による決定手続きにしたがって定める予定です。

なお、これらについては、去る八月十七日発行の「回覧場だより」でもお知らせしていますが、さらに詳しいことは、町都市計画課までお気軽におたずねください。

広報たなべ、九十五号・九十六号・百五号の関連記事を参照ください。

かねてからみなさんの意見を集約し、府と協議して進めていた都市計画法による「用途地域」指定の府原案がまとまり、去る九月五日に、八幡町立八幡小学校で公聴会が開かれ、年内には正式に決定される見通しになりました。

この用途地域の指定は、すでにご承知のとおり、わたしたちの生活環境を将来にむかって守り、住みよい町にするため、市街化区域内で建物を建てる場合、おたがいの約束ごととして決められるもので、こんこの町づくりの基本になります。

合、別表2のように、建物が八〇パーセントに緩和される用途により制限がかわられるのは、六〇パーセント以下に変わります。

また、建物の建ぺい率(建物の容積率)は、建物の容積率(建物の各階の床面積の合計)と通常に対する割合)は、現在町内すべてが七〇パーセントに下がりますが、用途地域の指定により、別表1に示すとおり、近隣商業地域を除去し、すべて二〇パーセントになります。

高度地区の準防火地区の約束ごと

町では、用途地域の指定にあわせ、良好な住環境を確保していくため、場合、法律の定めるところ、建物の高さについても、おたがいの約束ごととして制限し、将来における日照や通風をめぐる争いごとが起らないよう対処していくこととしています。

別表2 用途地域内の建物の用途制限

例示	第一種住居専用	第二種住居専用	住居	近隣商業	準工業	工業	工業専用
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○
上記以外の兼用住宅	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○
図書館、博物館	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会	○	○	○	○	○	○	○
養老院、託児所、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○
巡回派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、各種学校	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○
物品販売業を営む店舗(百貨店を含む)、飲食店	○	○	○	○	○	○	○
上記以外の店舗、事務所	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、モーテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場	○	○	○	○	○	○	○
まあじやん屋、ばちんこ屋、射的場	○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演芸場、観劇場	○	○	○	○	○	○	○
待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂	○	○	○	○	○	○	○
客用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫(一定規模以下の付随車庫などを除く)	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる電舎	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場(一定規模以下のもの)	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれのないもの	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれのないもの	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれかや多いもの	○	○	○	○	○	○	○
危険性が大きいか、または著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○
卸売市場と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場	○	○	○	○	○	○	○

ゴミは、燃えるゴミ、燃えないゴミを区分して黒い袋に入れて出そう

○決められた場所に
○必ず水きりをして
○収集日に出す

(みんなで協力………)
住みよい清潔な環境

住民憲章

わたしたちは
郷土の自然を愛護し
清潔な町づくりに
つとめましょう

昭和41年10月制定

台風シーズン到来!!

家の廻りの点検は忘れず 天気予報はもらさず

いよいよ台風シーズンです。台風に備え、家の廻りの川や溝は、美しく、さらえ、天気予報は必ず聞きましよう。

雨にも火事にも注意!!

台風は、二三日前から『いつ』『どこへ』来るかわかりません。台風が近づくと、わかつた範囲で予報が出され

【予報】

台風情報には十分気をつけ、予報が出たときは、登山などは見合わせましよう。

【風の吹き方】

台風は、中心にむかって時計の針とは反対向き(左向き)に吹きます。台風の中心が、その地域の西側を通るときは、風の向きは、東→南東→南→南西→西の順に変わります。

【雨量】

台風襲来時に、日本列島に停滞前線があるときは、降雨時間が長く、雨量が多くなり、集中豪雨もおこります。台風にとまらぬ雨は、大被害をもたらすことがあります。

【家の廻りの点検】

床下浸水は、たんに家の廻りの溝にゴミ・泥・石などがたまっていて、増水したときに水はけが悪くて、床下浸水をしたケースがよ

【火のものと点検】

台風時に、火災が発生すると大火事になる恐れがあります。台風時には、火の使用は十分注意し、不必要な火は絶対に使わないようにしましょう。

農作物の予防法

稲

風による異常乾燥と倒伏を防ぐために、浸水すると同時に、刈取期に近い水稲は、早めに刈り取りましよう。

野菜

支柱の補強と誘引をします。倒れるときには、事前に倒しておきましよう。

茶

幼木茶園の土砂の流入あるいは流出の防止をましよう。

みんなで清潔な町づくり

公害草を刈り取る

あき地などにセイタカアワダチソウ・ブタクサ・ヒメジョオンなどの「公害草」が繁殖して見かけます。これら公害草をこのまま放置しておくと、わたしたちの生活環境が悪くなるばかりか、附近の人たちにもたいへん迷惑をかけます。

これから秋にかけては、センソク・鼻炎・結膜炎などの花粉の原因になったり、また、火災の発生が心配

また、公害草が繁殖しているところをみつけたら、町産業課公害対策室へ連絡してくださ

国民年金

まず知ろう

年金制度の仕組み

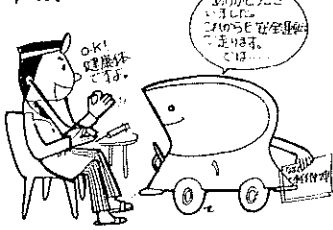
高齢化社会の到来といわれ、お年寄が年々急激に増え、お年寄が暮らすための手助けを必要とすることが、わが国が当面している緊急な課題です。

年金制度は、若いときからお互いに保険料を拠出して、それを財源として老齢年金などの給付にあて

軽自動車にも車検制度

ことし10月1日から

車検の日...



する軽自動車(被けん引自動車)である軽自動車(これは、二輪の軽自動車とか小型特殊自動車によってけん引されるものに限る)は除きます。

十月一日から道路運送車両法の車検制度の法律が一部改正されます。

この車検制度は、今まで除外されていた軽自動車についても、車検が適用される

【工事期間】

レストラン時前から国鉄片町線大住駅前までの約百メートルの間、九月一日から十月十五日まで、終日車検通行禁止(二輪車は除く)町道岡村・大住駅前線を利用して

【規制】

一部通行規制します

【迂回路】

町道丸山・大欠線

府道八幡・木津線

町道丸山・大欠線

一部通行規制します

【迂回路】

町道草内・山本線(農免道路)を利用して

【工事期間】

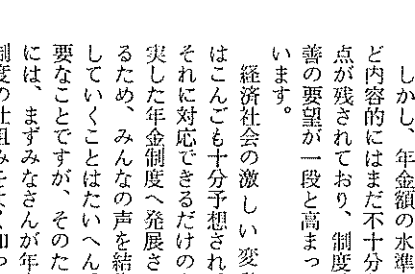
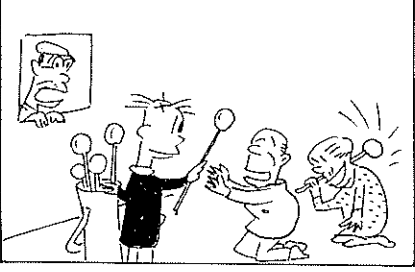
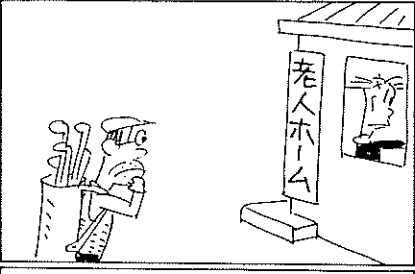
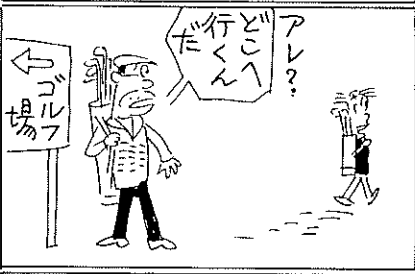
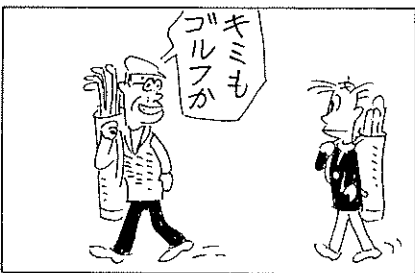
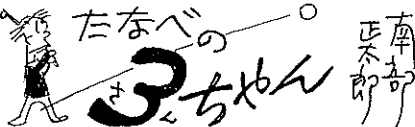
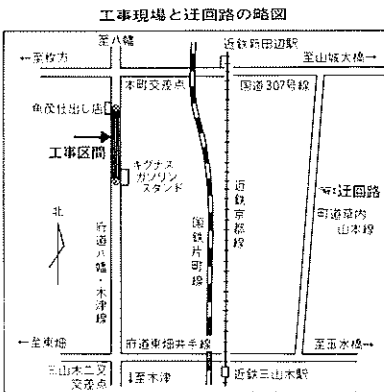
九月十時から十二月上旬まで、夜間(よる十時からあさ六時まで)で、諸車全面通行禁止(片側通行)は、片側通行(八時までは北行可能・南行禁止)

【お願い】

★水道事業所から、工事期間中、田辺・興戸地区は、夜間(よる十時からあさ六時まで)断水することがあります。なお、断水をおかけするおしれません。ご協力をお願いいたします。

【お願い】

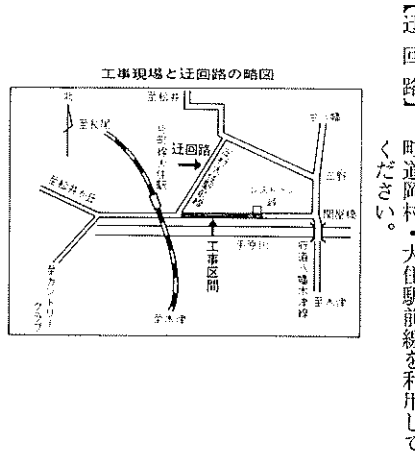
★消防署から、工事現場近くへの救急車の到着は遅れることがあります。消火活動も多少は遅れる火の元には十分注意してください。町道草内・山本線(農免道路)を利用して



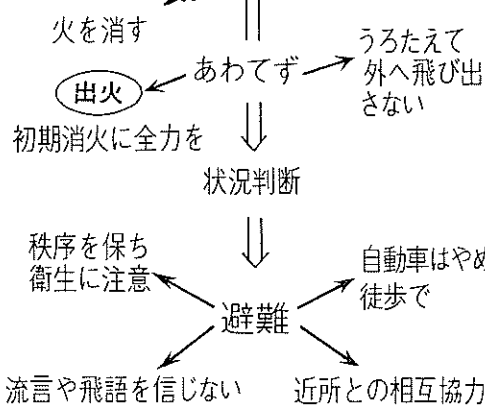
経済社会の激しい変動は、年金制度は、いままの厚年金・国民年金・各種の共済組合・船員保険があります。

この年金制度のなかにも、自営業や小企業に従業員の人たちが加入している国民年金は、他の制度とちがいが、加入の手続きなど個人に任せられていま

【工事現場と迂回路の略図】



地震からいのちを守ろう



地震の心得十か条

- あわてず、すばやく火の始末
- あわてて戸外へ飛び出さず、まず丈夫な家具などに身を寄せる。
- 一分すぎたらまず安心
- 火がでたらまず消火。
- 避難は徒歩で、持物は最少限に。
- 狭い路地、壁ぎわ、ガケや川べりには近寄らな
- 山津波やガケ崩れに注意。
- 海岸では津波、低地では浸水に注意。
- 余震を恐れず、デマにまよな。
- 秩序を守り、衛生に注意。

地震がおこると地面が激しく揺れ動き、建物・橋・堤防などが壊れ、火災・水害がおこるばかりでなく、多くの人命が失われることがあります。地震の被害を最小限に食い止めるためには、あわてず、適切に行動することです。

チューリップ すいせん

球根あつせんします

緑と花のあつくりをすすめて、美しい町づくりをすすめて、ことしもチューリップとスイセンの球根を共同購入し、みなさんにあつせんします。

購入を希望される方は、つぎのとおり申し込んでください。
◎チューリップ

- 一組(二十球入) 五百円
- ▲一重咲き▼
一タキイ種苗園
赤色四・白色三・桃色四・黄色三・紫色三・復色三
- ◎スイセン
- 申込みは中央公民館へ
一組(九球入) 四百円
- ▲ラッパ咲種▼
黄色三・白色三
- 大杯咲 種黄色三
- ◎申し込みの方法
九月二十五日までに、中央公民館II田辺町大字奥戸小字大伏五(電話:011-41114)

住宅統計調査

調査員がおうかがいします
ご協力をお願いします

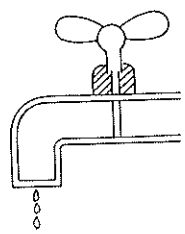
住宅統計調査は、五年ごとに実施され、ことしが調査の年で、十月一日現在で行なわれます。

調査の目的は、住宅・世帯などの状況を調べ、この住宅関係の諸施策を指針とするものです。

この調査は、全域でなく、つぎの区域が調査対象区域になっています。

- 大字新小字里ノ内
- 大字田辺小字久戸・ハブ
- 大字田辺小字北川
- 府宮田辺団地十七号棟
- 大字三山木小字南鋒立

給水せんは



軽く廻して水が止まればOK

給水せんは、必要以上に強く締め止水するため、ベッキンが早くいたみず。給水せんは、軽く廻して水が止まればそれで十分です。

給水せんのおもな故障とその対策

現象	原因	対策
1 水漏	1 こまバッキンの摩耗、硬度の低下	こまバッキンの取り替え
	2 シート摩耗、傷	弾力のあるものへ取り替える
2 (一般に強い振動となる) 水けき	1 こまバッキンの外径の不揃い	規格のものへ取り替える
	2 こまバッキンの縮み	材質の異なるものへ取り替える
	3 こまバッキンの接合面仕上げ不良	こまバッキンの取り替え
	4 こまバッキンが柔らかすぎる	適正なこまバッキンへ取り替える
	5 水圧が異常に高い	元せんを締めて減圧する
3 異音	1 こまバッキンの軸の穴が大きい	軸径の異なるものへ取り替える

郵便番号簿を全世帯に配布

郵便番号制の復帰・町村合併・行政は、ことし七月区名の変更などで、郵便で五年を迎え、番号が変更されています。そこで、最新の郵便番号簿を無料で配布します。九月中には、みなさんの家庭にとどく予定を示しています。

郵政省は、昭和四十六年に郵便番号簿を全国に配布しました。

電話: (011) 990-1111 田辺郵便局から

救急ミニ知識

感電したとき、強い電流であれば、呼吸が止まり即死またはまもなく死亡します。軽度であればしばらくして呼吸が回復します。患者は、顔面蒼白、チアノーゼを呈し、脈搏は微弱となります。

電撃をうけたあと、数分は、身体硬直になることが通例です。

また、深部組織が障害

感電したとき

救助に先立って電流を断ずることが第一で、近くにスイッチがあればそれを切り、わかれば専門家に連絡して処置してもらわなると危険があります。

【救助と救急措置】

まず救助者は、患者の仮死状態ならば、すぐ人工呼吸をしてください。身体の保温に注意し、狂躁状態、痙攣などがあれば頭部を冷やします。

強心剤の注射を行ない、回復すれば電撃傷の処置を行います。電撃傷の処置は、一般の火傷と同じように行なってください。

愛の献血に「ご協力」を……

今日、輸血用血液の需要はきわめて多く、医療上重要な役割をはたしています。しかし、血液がたいへん不足しています。

そこで、町でも献血を行ないますので、みなさんのご協力をお願いします。

とき 九月十八日 一〇・〇〇〜一五・〇〇

ところ 役場西側駐車場(献血のできる人)

年齢 十六才以上六十五才までの方

体重 男四十五kg・女四十kg以上の方

・黄疸にかかったことのない方

・妊娠していない方、出産後一年以上経過している方

・採血量は二百ccで、仕事や健康状態には影響はありません。

各種相談ごと

- 【納税相談】 税一般の相談 毎月第一月曜日 九・〇〇〜十七・〇〇 役場
- 【行政相談】 国・府・町の行政の相談 毎日(土曜日午後・日・祝日は除く) 八・三〇〜十七・〇〇 役場
- 【結婚相談】 結婚の相談 毎週火曜日 十三・〇〇〜十六・〇〇 社会福祉会館
- 【心配ごと・困りごと相談】 悩み・心配ごとの相談 毎月五日・二十日 十三・〇〇〜十六・〇〇 (ただし休日のときは翌日) 社会福祉会館

窓口一口メモ

印かんの登録をされる時

- ・本人……登録しようとするハンがいます。(すぐに印かんを登録し印鑑登録手帳をお渡します)
- ・代理人……本人の書いた委任状と登録しようとするハンがいます。

満15才以上の未成年者も自己の印かんを登録できますが親の同意書が必要です。